

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等についての意見書

我が国には、B型又はC型肝炎ウイルス感染者が、合わせて350万人以上いると推計されており、肝炎対策基本法で国の責任と肝炎患者を救済する責務が明確となっている。

現在、肝炎治療特別促進事業により医療費助成が行われているが、対象となる治療法が限定されており、症状がより重篤化した肝硬変・肝がんの治療が助成対象となっていないことから、患者は高額な医療費を負担せざるを得ない状況となっている。

また、肝臓の機能障がい又は身体障害者福祉法上の身体障がいとされているが、認定基準が患者の実態に応じたものとなっていないため、肝炎患者に対する生活支援の実効性が発揮されていないとの指摘もある。

よって、国におかれては、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充等を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝炎が原因である肝硬変・肝がん患者の治療に対する医療費助成制度を早期に創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝臓の機能障がいに係る認定基準を緩和し、肝硬変・肝がん等の患者の実態に応じた障がい者認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月18日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
厚生労働大臣 様

豊田市議会